

『顯昭古今集注』注釈学の形成(上)

教長注釈披閲と仁和寺文化圏

紙 宏 行

一 『顯昭古今集注』の成立と性格

守覚法親王は、寿永二年(一一八三)十二月『古今集序注』を、
続いて文治元年(一一八五)十月から十一月にかけて『古今集注』
を、いずれも顯昭に奉らせる。

これより前、治承元年(一一七七)六月、守覚は教長から古今集
注釈の講義を受けていた。これをまとめたのが、『教長古今集註』
である。教長が没した後、歌合の判者として頭角を露わし、清輔亡
き後の有力歌学者の一人として才能を認められつつあった顯昭に、
守覚は、寿永二年(一一八三)に『後撰集』から『詞花集』までの
五代の勅撰集の注釈と、『堀河百首』『散木奇歌集』注釈の執筆を依
頼した。『後撰集注』『金葉集注』は散佚しているが、『五代勅撰』
という五注釈を抄出した後世の書に逸文を残し、おそらく奏覧の順
に、五代の勅撰集の注釈は成立したものであろう。教長の古今集注
釈の後を受けて、合わせて六代の勅撰集の注釈を揃えようとしたも
のと思われる。

このような、古今集注釈以外はほとんど用意されていない時期に
すべての勅撰集の注釈を揃えようとした、守覚法親王の意図には注

目してもよいだろう。『古今集』以後の和歌史を通史的に記述した
ものはこの時期にはまだ存在せず、勅撰集の注釈を揃えることによつ
て、平安和歌史を通観しようとしたものといえる。それは、聖教や
仏教儀礼の次第をはじめとして諸学の文献を類聚しようとした守覚
の文献学的営為とは軌を一にするものと位置づけることができるの
ではないか。

この後に守覚は、顯昭に古今集注釈執筆を依頼したのである。そ
の経緯については、『顯昭古今集注』卷二十奥書に、

文治元年十二月十七日、古今一部依梁園教命勸注了。大略釈奥
義外歌。先是宰相入道被注献。賜件本加披閲糾邪正。仍多引載
彼抄而已。重賜全部差声。 顯 昭

弘安五年二月廿六日一校了。 侍従雅有

とあるように、教長の注釈を借り受けて「披閲」し、その「邪正を
糾す」べく同注釈を「引き載せ」ながら「勸注」を加えていった。
守覚としては、古今集注釈は教長のもを既に所持しているとはい
え、『後撰集』以下の注釈を見て顯昭の学識に感服し、同時に教長
の注釈が「邪正」併せ持つていることを気づき、改めて顯昭に『古
今集』の注釈を依頼したものであろう。

顕昭は守覚の要請を受け、教長の注釈に対して逐一引用し、真剣に検討しながら容赦ない勘注を加えていく。批判的にはあれ、顕昭の古今集注釈は、教長のそれを真摯に継承する形で成立した。定家の古今集注釈も、顕昭の「古今秘注抄」を見せられ触発されて、勘注を書き加えることで成立した（『顕注密勘』識語）。教長から顕昭へ、顕昭から定家へと至る初期の古今集注釈は、前代の注釈を真摯に受け止め、批判的に継承するという、学問的には、ある意味では健全な発展を遂げたのである。

教長の古今集注釈は、師弟が対座する伝授の場において注釈を授けられた。すなわち「教長古今集註」序註の奥書に、

治承元年九月十二日調教長入道親受訓説訖

仁治二年卯月廿六日書写訖

とあるように、守覚法親王は、教長に「調」し「親しく訓説を受け」たのであり、同注釈は数次に渡る訓説を記録したものである。しかし、顕昭の場合は、右に引用した奥書で「古今一部依梁園教命勘注了」「依仰注進之」とあるように、書いた物を守覚法親王に奉ったようである。顕昭は、守覚とは、「親しく」「調」して「訓説」を講述するような機会が与えられなかったであろう。教長は口頭による伝授の場があり、顕昭にはなかったという理由はわからないが、身分の違いということであろうか。教長は、保元の乱に連座して忌避される身であったとはいえ、もとは崇徳院の近臣で参議に登りつめている。それに対して顕昭は、顕輔の猶子で六条家の一員ではあるが、もともと出自未詳、比叡山にいて最近仁和寺に入入りするようになった、下級の僧侶にすぎないのである。また、教長は自身の所持していた『古今集』が崇徳院所持本であるという浅からぬ因縁

を強調しており、守覚としては、同本を畏怖する立場から、教長に敬意を払う必要を感じたものでもあろうか。

伝授の場を持たなかったことは、顕昭の注釈の方法にも関わっているはずである。顕昭の注釈は、教長と異なり、伝授の場という閉じられた空間での師の声による伝授の聖性を持たず、教長の説と真つ向から鋭く対峙し、ややもすれば自説が相対化され否定される厳しい状況に直面した。顕昭は、教長注釈が持ちえた伝授の場の聖性を、文字による論理と実証によつて凌駕しなければならなかったのである。顕昭は、多数の文献資料を引用し、用例を博搜して論理と実証を積み上げていった。もともとどこかの馬の骨ともつかぬ顕昭が、仁和寺における僧として、あるいは清輔の後継者として自身の地位を確立するためには、自身の学識を徹底的に披瀝すべく、多くの文献による実証という論理的方法が唯一の手段なのであった。

注釈の対象とする歌は、右の奥書の「大略釈奥義外歌」ということで、これは「拾遺抄注」などにも、

寿永二年五月八日依仰注進之。大様除奥義抄歌。其後又下預差

声畢。

顕昭

建久元年七月廿二日奉授二品大王了。

顕昭

弘安五年三月六日一校了。

侍従雅有

〔拾遺抄注〕奥書

とあるように、後撰集注釈以下の注釈と同様の方針である。順序は逆になったとはいえ、『古今集注』を含めた、六代の勅撰集注釈は一連のものとして執筆されたのである。しかし、『古今集注』が『後撰集注』以下の七注釈書と決定的に違うのは、七注釈書が六条家歌学の継承として書かれたのに対し、『古今集注』は、教長注釈

と対峙しそれを凌駕しなければならないというもうひとつの制約があったことである。

前に引いたように『教長古今集註』に対しては「糺邪正」、一方『奥義抄』に対しては「大略釈奥義外歌」。両先行注釈に対する対照的な態度は、六条家の一人としては当然の態度といえるかもしれないが、教長注釈への批判と六条家歌学の継承という、ふたつの執筆方針を持ちつつ、顯昭の古今集注釈は書き始められた。このふたつの執筆方針は必ずしも矛盾するものではないだろうが、始めから注釈の性格が規制されていたといえよう(顯昭の古今集注釈の性格と方法については次号「下」において論述する予定である)。

二 文献的実証主義と仁和寺移住

顯昭の和歌注釈・難義考証は、用例を収集し傍証を呈示し、客観的根拠に基づいて帰納的に実証してゆく方法に拠っていて、その方法は従来から高く評価されてきた。³⁾

考証の際に依拠すべき客観的資料として、顯昭は『散木集注』で次のとおり列挙している。

和歌の難義といふは、日本紀、万葉、三代集、諸家集、伊勢・大和両物語、諸家歌合、神楽、催馬楽、風俗等の詞などにある詞をぞ、むねと尋ね勘ふることにてあるに、このまそほの糸は件書等にまたく見えず。たゞ俊頼計よみたれば、とてもかくてもありぬべし。非大事歟。

和歌関係書及び官廷的な範疇に権威づけられた書をあげているのである。逆に、

宇治の橋姫にとりて橋姫の物語は、余りに作り事ときこゆ。

(『袖中抄』宇治の橋姫)

歌物語は由縁ばかりを書きては詮なければ、さまたよりある古語を書き加ふる定事なり。或はまた新しき歌詠み加ふるも常事なり。
(同、をばすてやま)

とあるように、物語や伝承などの語りの類は本文の信憑性に不審があり、難義を考証するときの依拠資料とはならない。考証のための客観的資料には明確な序列があったことは、荒木浩氏によって「宇治大納言物語」を軸として確認されてもいる。⁴⁾徹底した文献主義の表明である。

しかし、『散木集注』の段階から『袖中抄』に至ると次のような発言が出てくるのに注目される。

此童蒙奥義は、慥不考本草、只付問答之説如此書歟。

(『袖中抄』わすれぐさ)

これは、『童蒙抄』『奥義抄』で「本草」からの引用とする部分在实际には本草書には見えないこと指摘し、「問答(公任)『歌論議』之説」に追従するばかりで、論証が杜撰であることを批判したものであるが、依拠すべき客観的資料としてこの「本草」が加わっているのである。事実、『古今集注』より前の七注釈書には、「本草」からの引用がひとつとして見られないのに対し、『古今集注』『袖中抄』では数多くの引用が見られる。

実際、本草に限らず、『古今集注』『袖中抄』とそれ以前の『後撰集』以下の七つの注釈書とを比較してみると、引用書目の多様さには、飛躍的な差がある。依拠すべき資料の拡大を自らに認めたわけである。それとともに考証の緻密さにも大きな差があり、この間に、

顕昭歌学の飛躍的な発展があったことは一見して認められるのではないか。

その契機のひとつとして、教長の注釈を披閲したことをあげるることができるのは、前節に述べたとおりである。また、近時、六条家周辺の陸奥関係者からの情報提供を想定するなど、様々の方面から顕昭歌学の形成、深化過程が跡づけられてきている。ここで、顕昭歌学の飛躍的發展のもうひとつの契機として本稿で注目しておきたいのは、顕昭の仁和寺移住である。

顕昭の仁和寺移住の時期については諸説がある。久曾神昇氏は寿永元年と推定し、それが長く定説となっていた。しかし、西沢誠人氏は石清水社関係者とのつながりから寿永二年から元暦元年ころと推定、さらに西村加代子氏は寿永二年七月には仁和寺に住していたかと論じた。これらについて、再検討を試みる用意は私にはないが、いずれにせよ寿永二年前後が顕昭にとって大きな転機となったものと見てよいだろう。寿永二年は、『後撰集』以下の五代の勅撰集と『堀河百首』『散木集』の注釈を守覚法親王に奉った年である。

仁和寺に関しては、土谷恵氏が、「仁和寺御室」ことに守覚法親王の周辺には、語り・記録・管絃・和歌の世界があったことが知られるのであり、守覚を中心に中世初頭の仁和寺はひとつの文化圏を形成していた」と述べたように、まさに仁和寺には、文化的な場が存していた。さらにその文化は広く、仏教教学というまでもなく、漢学、悉曇学、歴史、さらには医学、陰陽道などの学問から、和歌や漢詩文や芸能まで幅の広い文化的な場が存した事が、近年少しずつ具体的な形で明らかにされ、「仁和寺文化圏」の幅広さと興行きの深さが大いに注目されている。

顕昭の歌学書・注釈書には、和歌関係資料のほかに、経典・漢籍・歴史書・故実書など多様な書物からの引用が見られ、仁和寺文化圏の影響が想像される。実際、太田晶二郎氏は、守覚法親王の蔵書目録である『古蹟歌書目録』に見える「鷹相経」なる異色の書が『袖中抄』に見えることから「ここに目録された法親王の蔵書の中には顕昭が利用を許されたものもおそらくあるのではなからうか」という「空想」も明らかにされている。決して「空想」ではないことと思う。

右の「本草」に関しては、仁和寺には、周知のごとく「医心方」や「新修本草」などの古医学書が現在に至るまで伝存され、国宝に指定されている。「医心方」が仁和寺の子院である心蓮院にもたらされた経緯については、杉立義一氏が考証している。まず、「仏教では医方は布教の手段として、また僧侶の集団生活の健康面を守るためにも重要な修法のひとつであった。特に密教ではこの傾向が特によい。仁和寺法親王は天皇家の病氣や出産の際、あるいは天変地異の際には、孔雀明王修法を行って平癒を祈願するのを例とした」という、仁和寺の社会的役割を確認した上で、現存「医心方」は後の康暦元年に心蓮院に入ったと推定しながらも、同本の装丁が仁和寺所蔵の他の経典類と同じであることなどに注目し、「医心方」仁和寺本は、平安末期の仁和寺を中心とした文化的環境のなかに生まれ、かつ仁和寺に入って伝来されてきた」と述べている。

顕昭が、丹波家などの医家とどのような接触があったのかはわからない。ひとつだけ憶測を試みると、覚性・守覚のもとに歌人として出入りしていた、印性という六条家出身で顕昭と同族の仁和寺僧がいる。建久四年東寺長者となるが、それは俊証という長者が前年

死去したことにより、その後に加任されたものである（『東寺長者補任』）。後証は、件の心蓮院の四代住職で、東寺から『三十帖冊子』を仁和寺にもたらした（『仁和寺諸院家記』）。『三十帖冊子』は空海筆、料紙や装丁が『医心方』と同じで、丹波憲基がこれを念頭に置いて、『医心方』を書写、整理したものかと、杉立氏は論じている。印性を仲介として、顯昭は心蓮院さらには丹波氏と接触があつたのではないかという憶測もできよう。

そのような単なる憶測はさして意味はないが、印性が仁和寺の法親王庁別当であり、仁和寺の文化を主として担ったのが彼のような房官僧であつた⁽¹²⁾とすれば、これは看過できない。顯昭が、印性を介する形ででも、そのような和歌に限定されない幅広い文化圏に接することはできたであろう。そこから医家あるいは本草書にもふれることがあつたのではないか。こうして顯昭は、仁和寺という大きな学問の中で、多種多様な学恩を受けた機会があつたことと推測しておきたい。

三 本草と顯昭の注釈

本草を引く注釈から具体的に見ていきたい。

「忘草」に関する注釈で、はなはだ長いが、これをとりあげてみる。所説の要点は、忘草とは萱草であるが、それは忍草と同一物か否かということにつくる。まず、『古今集注』では、

ワスレグサタネトラマシリアフコトノイトカクカタキモノトシリセバ(七六五)

ワスレグサトハ、万葉ニハ萱草トカキテヨミタリ。順和名オ

ナジ。又忘憂トカキテオナジクヨメリ。説文云、萱令人忘憂也云々。又此集云、

スミヨシトアマハイフトモナガキスナヒトワスレグサキシニ
オフナリ

トヨメリ。コレハ萱草ニハアラヌニヤ。シノブグサトイフモノナリ。垣衣トカケリ。烏菲トモカケリ。苔類也。ヤドノ、キ、カキナドニオフルナリ。而本草ニワスレグサノ一名ヲ、シノブグサトイフナリトミエタリ。奥義并董蒙抄ニ、如此注セリ。

伊勢物語云、ムカシヲトコ後涼殿ノハザマヨリワタリケレバ、アルヤムゴトナキ人ノ御ツボネヨリ、ワスレグサヲ「シノブグサトイフ」トテ、イダサセタマヘリケレバ、タマハリテ、ワスレグサオフルノベトハミユラメドコハシノブナリノチモ

タノナム

大和物語ニハ、此歌ヲ書テトアリケレバ、同草ヲナム忍草トモ、忘草トモイヘバ、ソレニヨリテヨミタルナム、アリケルトカケリ。今案ニ、是ハノキノシノブヲ、ワスレグサトイフコ、ロトキコエタリ。但萱草ヲヤイダシタマヘリケム、オボツツカナシ。フルキモノヲミルニ、シノブグサヲワスレグサトヨミタルコトハアレド、萱草ヲシノブグサトヨメルコトハミエズ。本草説ニマタク此説ナシ、如何。又古今ニハ、

ヒトリノミナガメフルヤノツマナレバ人ヲシノブノクサゾオヒケル

コレハシノブ草ノ歌也。後拾遺云、

ワガヤドノ、キノシノブニコトヨセテヤガテモシゲルワスレグサカナ

金葉二俊頼歌云、

ワスレグサシゲルヤドヲキテミレバオモヒノキヨリオフルナ
リケリ
(傍線部引用者、以下同)

となつてゐる。なお『顕注密勸』の顕昭注(『古今秘注抄』)はほぼ
同文であるが、傍線部にあたる記述がなく、『古今集注』とはその
先後の問題もあり、ここではふれないこととする。

忘草とは萱草であるとしながら「而本草ニワスレグサノ一名ヲ、
シノブグサトイフナリトミエタリ。奥義并童蒙抄ニ、如此注セリ」
と、『奥義抄』『童蒙抄』の説に従つてゐる。末尾では、両書の引く
「本草」説が実は本草書に見えず、「本草説ニマタク此説ナシ、如何」
と指摘しながらも、両先学の書を否定するのを憚つてゐるのである。
ところが、『袖中抄』では、

わすれぐさ

わすれ草わがひもにつくとときとなく思ひわたれば生けりと

もなし

顕昭云、忘草とは萱草と書けり。本草云、萱草、一名鹿葱花

名宜男。風土記云、懷妊婦人佩其花、生男也。凶経云、令人好

歡樂、忘憂処々田野有之。嵇康養生論云、合歡蠲忿萱草忘憂。

古今云、忘草何をか種とたづぬればつれなき人の心なりけり

又云、すみよしとあまは告ぐとも長居すな人忘草生ふといふ

なり

古歌云、忘草たねとらましを逢ふ事のいとかくかたきものと

知りせば

今云、此歌ども萱草の心と見えたり。

伊勢物語云、忘草生ふる野辺とは見るらめどこはしのぶなり

のちも頼まむ、其詞云、弘徽殿のはざまを渡りければ、あるや
むごとなき人のおむつぼねより、忘草をしのお草とやいふとて
出ださせ給へりければ、業平が詠なり。其御つぼねは、二条の
后となむ。此歌并詞の書様にては、忘草忍草は同物と聞たり。
然ど萱草を忍草とはよもいはじ。

簷のしのぶに忘草といふ名あるにや。其心見ゆる歌、

我が宿の、きのしのぶにことよせてやがてもしげる忘草か

な

俊頼歌云、忘草しげれる宿を来てみれば思のきより生ふるな
りけり

又万葉歌云、わが宿の、きの下草生ふれども恋忘れ草みれど
生ひせず

今云、此歌は萱草とも書かず。又軒の下草など読り。しのぶ草
の異名歟。但是は萱草を詠めるにやあらむ。おぼつかなし。

一人のみながめふる屋のつまなれば人をしのぶの草ぞ生ひける

童蒙抄云、しのぶ草は垣衣と書けり。苔類なり。宿の、き、

かきなどに生ふるなり。本草に忘草の一名を忍草といふなりと

見えたり。されば軒のつまにも、又すみよしの岸にも生ふと詠

める忘草は、萱草にはあらず。苔のたぐひなるべし。

奥義抄云、本草には、忘草忍草は同物と見えたり。伊勢物語

にもしか侍り。又やの軒に生ふる草をも忍草とはいふなり。

私考云、本草云、垣衣、久服補中氣。長服好顔色、一名葺耶、

一名烏葺、一名垣蕨、一名天葺、一名風葺、生土垣牆或屋上、

或云、天蒜古牆北陰青苔衣也。生石者昔耶、屋上者屋遊と。古

瓦美子云、垣衣地衣。

今案云、忘草は萱草なり。忍草は垣衣なり。而歌に忘草忍草同と詠みたるは、忍草に忘草といふ名のあるべき歟。忘草を忍草といふにはあらず。

童蒙并奥義に、忘草の一名を忍草といふと書ける、おぼつかなし。本草に萱草のほかにも又忘草と見ゆる事見えず。是は問答抄云、伊勢物語のこはしのぶなりといふ歌に付て、忘草の一名を忍草といふ事あらはなり。本草に記せるなむ。萱草一名忘草といふ。まことの草にはあらず云々。

此童蒙奥義は、慥不考本草、只付問答之説如此書歟。

〔神中抄〕

と、「童蒙并奥義に、忘草の一名を忍草といふと書ける、おぼつかなし。本草に萱草のほかにも又忘草と見ゆる事見えず」と記し、「奥義抄」「童蒙抄」の忘草忍草同一物説を明確に否定している。その否定の根拠が「本草」の記述なのである。ちなみに「本草和名」には、

垣衣 一名昔耶楊玄操音以者反。一名烏菹。一名垣贏楊玄操音盈。一名天菹。一名鼠菹。一名天蒜景注。一名青昔衣。一名屋遊屋上也。已上。一名惡首。一名小核出雜要訣。和名之乃布久佐。一名古介。

とある。「私考二云、本草云」以下の部分に類似の記述がかなり見られる。顕昭が見た資料は決定できないが、「本草和名」あるいはこれに近い書に拠ったものと推測できよう。

次に「千五百番歌合」の判詞では、

左歌につきて、わすれ草としのぶ草と、ひとつ草の名なりと申す事侍り。萱草とかきて万葉にはわすれ草とよめり。そのゆゑに、順が和名には又忘憂草といへりなどいへり。うれへをわす

ると申す心なり。又垣衣と書きてしのぶ草とよめり、垣もしは屋のうへなどにおひたり。苔のたぐひなりと侍るは、のきのしのぶなどよむにこそ。されば、これは萱草としのぶ草とおなじ事にはよも侍らじ。のきのしのぶなどをわすれ草と申す事の侍るにこそ。伊勢物語にはく、あるみつぽねより、わすれ草をしのぶ草とやいふとていだされたりければ、男たまはりて、わすれ草おふる野べとは見るらめどこはしのぶなりのちもたのまんと申せりける。この返事に、ひとつといふ事はいできて侍りけるにや。かのいだされたりけるわすれ草ぞおぼつかなくぞ侍る。のきのしのぶにて侍るかといふ義なり。又わすれ草をば住吉の岸にもよめり。住吉とあまはいふともながるすな人わすれ草岸におふなり、これはしのぶ草にてぞあるらむと申すめり。ある文に、わすれ草しのぶ草は、同物とは本草に見えたりと書かれて侍れば、まことかと見侍りしかど、またくその事見えず。本草には萱草のほかのわすれ草侍らず。それは別の物とぞあかして侍るめる。されば、わすれ草、しのぶ草、ひとつといふ事も、こはしのぶなりといふ歌より始まりたるか。されば、はじめてうたがひ申すには侍らず。

〔千五百番歌合〕千二百八十八番左判詞

とあり、忘草忍草同一物説を否定するが、ここでは同説が発生した由来について「伊勢物語」の「こはしのぶなり」の歌であることまで言及している。

『古今集注』では、忘草忍草同一物説について、疑問を呈しつつも、否定しきれなかったのに対し、「袖中抄」では「本草」の記述

を根拠に明確に否定している。『千五百番歌合』に至ると、同説の由来を『伊勢物語』に比定し、やはり本草から「それは別の物とぞあかして侍るめる」と明確である。顕昭の研究が年次を追うに従って進歩してゆくさまを見て取ることができるが、その研究進展の、具体的には説の明確化の根拠に本草書の記述を置いているのである。本草を難義考証の依拠資料としてよいとする認識が明確化している。そして最後に「此童蒙奥義は、慥不考本草」という批判的発言に続いてゆく。

本草からの引用すべてが、仁和寺の場からもたらされた短絡的に断定することはもちろんできないであろう。平俗に言えば、仁和寺に入寺しなくとも見ることができたのかもしれないし、それを実証することは困難であろう。しかし、本草や医学に関しては、ここまで述べてきたとおり、仁和寺移住の時期や、仁和寺という本草や医学に近い文化的環境を勘案してみれば、仁和寺から得た可能性を考えてもよいのではなからうか。「此童蒙奥義は、慥不考本草」という批判的発言は、顕昭新たに得た自信を明かしている。本稿で、本草をとりあげてきたゆえんである。

本草からの成果の顕著さを他の分野に拡大、応用してみると、やはり顕昭の歌学には、仁和寺という学問の場から裨益されたものが多いのではないかと推測できるのである。顕昭歌学は、仁和寺移住を契機に飛躍的に発展した。

四 仁和寺における和歌注釈の場

仁和寺移住を契機とした顕昭の学的发展は、文献資料を数多く披

見できるようになったことばかりではない。むしろ、仁和寺という場の影響が大きいのではないか。

そもそも、仁和寺における和歌関連の活動は、「仁和寺和歌圈」などと称され、守覚や先代の覚性法親王を中心として歌会や歌合が盛んに催され、出入りしていた歌人メンバーもある程度特定され、ひとつの歌壇が形成されていたことが既に明らかにされている。歌合判では、当然のこと歌学知識が論じられた。仁和寺でも、歌学に人々の間で大いに話題になったことであろう。

その中で興味深いのは、教長の注釈を見た人もいたらしいことである。

教長卿云、コヒラスレバムネヲコガストイフニ、ナミダニカラマシカバ、ケスカタモナクテ、火ノ赤キ色ニ燃ナマシトヨメリ。或人云、此義アシカラヌニ、イロモエナマシトイフ、色ノ字イカトキコユ。本草ノメグミイヅルヲバモユトイフ。萌黄トイフ其心也。コヒニコガル、ヲモユトイヘバ、ソレニヨセテ君コフル紅ノナミダニナクハ、ムネノアタリハモエギノイロニヤアラマシトヨメルニヤ。前ノ義ノコ、ロニテハ、ナミダニヌレズハ、衣ノムネハコガレヤセマシトコソイフベケレ。色ノ字ノイロノアヤシキナリ。両義御案可候。但是ハアマリノ義歟。

〔古今集注〕五七二

この中で「或人」が「此義アシカラヌニ、イロモエナマシトイフ、色ノ字イカトキコユ」と教長の注釈の一節を引きながら「イカトキコユ」と疑問を提示しつつ自説を披露していて、明らかに教長注を見ている。冒頭に確認したように、教長の注釈は仁和寺で守覚法親王に講義され、それが筆記されたものが六年から八年後に顕昭

に貸し与えられて、顯昭の古今集注釈が成ったのである。その間、仁和寺外に流出したのかもしれないが、この注釈が教長から守覚への伝授であることや、顯昭自身が仁和寺に住していることから見て、やはり仁和寺の中で『教長古今集注』を見た人物がいたとするほうが可能性が高いのではないか。その人物の批判を顯昭は書き載せたわけで、守覚、顯昭以外の仁和寺の関係者が、教長の古今集注釈を見ていたのであり、古今集注釈あるいは限定して教長の注釈を批評し合う場が存在していたのであろう。

さらに、顯昭は、教長と「或人」の二説に対して論評を加えつつ、最後に「両義御案可候」と最終判断は守覚法親王に委ねている。教長注釈の提示、「或人」の批判、顯昭の論評と判断、さらに守覚への最終判断の促し、と生き生きとした和歌注釈の場のようすが伝わってくるかのように思われる。しかし、ここではそのような場の存在を具体的に想定すべきではなく、むしろ、何らかの歌学の場の存在が、顯昭に、教長注釈に重ねての古今集注釈を促す機運を醸成したのではないかと考えてみたい。

本草にもどっていえば、本草書からの引用ばかりでなく、

医書には不見之由、医家には申せど、黄菊は良薬と申伝たり。

（『袖中抄』そがぎく）

或医師の申侍しは、橙は宅耕反たうとよむ。訓はあまたちばな也。橘皮には不用也。

（同、あへたちばな）

などと、医師から口頭で教示されたことを書き記しているのである。この医師が仁和寺関係者であるとはもちろんわからないが、仁和寺の文化的環境からは、一つの可能性として考えられ、仁和寺における和歌注釈の場と本草学との接点に顯昭がいたことがうかがえる。

仁和寺関係者、仁和寺に出入りする人たちからの多くの教唆を得ながら、顯昭の歌学は厚みを増していったのではないかと。

顯昭の歌学書、特に顯昭歌学の到達点を示す『袖中抄』の注釈を検討してみると、引用書目の多様さによる注釈量の圧倒的増大を指摘できる。先に引用した「わすれ草」の項の引用書目を列記してみると、傍線を付したとおりとなり、執拗に引用を重ねながらその合間に、「今云」「私云」「今案云」などと自身の考証を簡単に加えているのである。自説の主張、開陳というよりは、諸注集成の様相を呈している。『古今集注』と比べてみても「大略釈奥義外歌」という基本方針に対し、『袖中抄』では、『奥義抄』をも集成の対象とし、集成的性格が際だっているのではなからうか。

冒頭にふれたように、守覚法親王の、聖教や儀式次第に関する学問の特質として、集成的な特徴が、阿部泰郎氏らによって指摘されている。付会をおそれずいえば、『袖中抄』の諸注集成的な特徴も、守覚の学問的方法論を踏襲した結果なのではなからうか。文献主義こそ仁和寺の学の特徴である。『袖中抄』は、その意味で、広く仁和寺の学の中のひとつの産物といえるのではないかと。

以上、憶測に憶測を重ねる結果となったが、顯昭歌学への仁和寺の場からの影響については、具体的にさらに検討を重ねたい。また、顯昭の古今集注釈の方法については、次号を期したいと思っている。

- (1) 阿部泰郎「守覚法親王における文献学」(阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究 論文篇』平10・2)は、「守覚における『文献学』とは、自身が監修者

となり制作者となつての集团的営為による、文献の蒐集とその部類による体系化すなわち類聚であり、その方法の許に更なるあらたな範型を創出しようとする、書物を媒ちとしての世界形象の事業である」と述べ、また、顕昭の歌学書については「守覚の許での顕昭をはじめとする歌人・歌学者の歌書の注釈進講と、その所産としての注釈書進献という事跡も、こうした守覚その人の積極的な「文献学」といふべき志向と活動の一環として捉えられるであろう」と指摘している。

(2) 拙稿「古今集注釈史の始発——崇徳院御本をめぐって——」
『芸芸研究』14集、平10・3)

(3) 橋本進吉「法橋顕昭の著書と守覚法親王」(『史学雑誌』大9・3、著作集第十二冊「伝記・典籍研究」昭47・3所収)、岡田希男「袖中抄の著述年代に関する疑問」(『国語国文』昭7・4、5、昭8・8)、久曾神昇「顕昭・寂蓮」(昭17・9)、吉永登「袖中抄における万葉語の研究——特にその方法論的考察——」(『国文学』関西大学、1号、昭25・5)、西村加代子「顕昭と清輔——学説の継承と対立をめぐって——」(『国語と国文学』昭52・7、『平安後期歌学の研究』平9・9所収)など。

(4) 荒木浩「宇治大納言物語」享受史上の分岐——顕昭所引の佚文をめぐって——(『説林』36号、昭63・2)

(5) 佐藤晃「中世日本の内なる内と外をめぐって」(『日本文学』平13・7)

(6) 顕昭引用の資料は、荒木浩注(4)論文ほか、田中徳定「歌学書にみられる説話について——顕昭の著作をめぐる二、

三の報告——」(『論輯』駒沢大学大学院国文学会、13号、昭60・2)、白山芳太郎「顕昭「古今集序注」の引用書に關する一考察」(『皇学館論叢』8巻4号、昭50・8)などによつて明らかにされている。さらに、橋本不美男・後藤祥子「袖中抄の校本と研究」(昭60・2)、『歌論歌学集成』第四、五卷(川村晃生校注)によつて、飛躍的に進展した。本稿でも両書には大いに学恩を蒙っている。

(7) 顕昭の伝記的事項については、注(3)の橋本進吉、久曾神昇氏の両書、および西沢誠人「顕昭攷——仁和寺入寺をめぐって——」(『和歌文学研究』28号、昭47・6)、西村加代子「仁和寺移住前後の顕昭」(『神戸学院女子短期大学紀要』15号、昭57・3、『平安後期歌学の研究』平9・9所収)、川上新一郎「六条藤家歌学の研究」(平11・8)を参照した。

(8) 土谷恵「中世初期の仁和寺御室——「古今著聞集」の説話を中心に——」(『日本歴史』昭60・12)

(9) 仁和寺紺表紙小双紙研究会編「守覚法親王の儀礼世界——仁和寺藏紺表紙小双紙の研究——」(平7・2)、阿部泰郎・山崎誠編「守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究 論文篇・資料篇 仁和寺藏御流聖教」(平10・2)参照。仁和寺の諸学問については、故実や漢学に關して、山崎誠「真俗交談記考——仁和寺文苑の一考察——」(『国語と国文学』昭56・1、『中世学問史の基底と展開』平5・2所収)「秘説の興衰——真俗交談記・真俗擲金記——」(『日本文学』昭63・3、

同右所収)、悉曇学に關しては、佐藤正伸「守覚法親王作『十八道次第』について」(阿部泰郎・山崎誠編「守覚法親王

と仁和寺御流の文献学的研究 論文篇』平10・2)など。

(10) 太田晶二郎「『桑華書誌』所載「古蹟歌書目録」——「今鏡」著者問題の一徴証など——」(『日本学士院紀要』12巻3号、昭29・11)

(11) 杉立義一『医心方の伝来』(平3・3)

(12) 土谷恵注(8) 論文

(13) 西村加代子「仁和寺和歌圏と顕昭——覚性法親王時代における——」(『国文論叢』神戸大学、9号、昭57・3、『平安後期歌学の研究』平9・9所収)、松野陽一『鳥帚——千載集時代和歌の研究——』(平7・11)など。

(14) 「集成的」という指摘は、吉永登注(3) 論文に拠る。

(15) 阿部泰郎注(1) 論文

本文は、『教長古今集註』は京都大学付属図書館蔵本(四―二三ノ貴ノコ1)の紙焼写真本に、『顯昭古今集注』は『日本歌学大系別巻四』所収本に拠った。『袖中抄』は『歌論歌学集成』第四、五巻(川村晃生校注)所収本に拠り、橋本不美男・後藤祥子『袖中抄の校本と研究』(昭60・2)を参照した。『千五百番歌合』は『国歌大観』所収本に拠った。他は、通行の活字本に拠る。

